

【4月9日付け：（参考）新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧について】

連邦政府及びワシントン州の主要な行政機関、団体のウェブサイトの情報をもとに、当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ日本語参考資料として、支援策の情報を当館 HP にアップしましたのでお知らせします。詳しくは以下のリンクをご参照ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/economy_coronavirus.html

なお、実際の申請にあたっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。

その他新型コロナウイルス感染症関連情報は以下のリンクをご確認ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00015.html

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

○オンラインで在留届提出済の方：帰国・転出等のアップデートもオンラインでできます

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）。

○当館窓口へ直接提出された方：在留届の変更（帰国・転出含む）は、以下の URL から所定の用紙をダウンロード後、当館領事班までメール（consul@se.mofa.go.jp）乃至 FAX

(206)812-5971 で送付ください。

<https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/000499579.pdf>（ダウンロード用在留届の変更届（帰国・転出含む））

○新規に在留届を提出される方：上記オンラインのリンク乃至、下記ダウンロード用届を Eメール乃至 FAX で当館まで送付下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>（ダウンロード用在留届）

■ 在シアトル日本国総領事館

701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

TEL:(206)-682-9107

HP: https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

facebook: <https://www.facebook.com/JapanCons.Seattle/>

*